

日本特別活動学会研究推進委員会プロジェクト研究 C「社会研」WG(中村豊、佐々木正昭、須藤稔、松田素行)作成資料
令和3年7月30日(金)

「生徒指導提要の改訂に関する協力者会議」(第2回) ヒアリング資料

「生徒指導」の用例ならびに概念整理と今後の生徒指導の方向性【簡易版】(松田素行 文教大学)

「生徒指導」という用語は、多義的に解釈されている現状がある。本稿は、法令ならびに各種の生徒指導関連資料の生徒指導の用例ならびに概念の経緯を辿り、これを整理することによって、今後の生徒指導の在り方、方向性を示す試みである。

1 生徒指導の法令上の用例と概念整理

(1) 法令上の「生徒指導」の用例

まず、「生徒指導」が見られる法令について年代順に整理した(表1)。

表1 法令上の「生徒指導」の用例

No.	年代	関連法令	備考
1	昭和24年	文部省設置法 (5月31日法律第146号)	第8条第5項 初等中等教育局の執る事務
2	昭和31年	地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (昭31年6月30日法律第162号) ※平成26年に一部改正	第23条第5項 教育委員会の職務 ※現在は第21条
3	昭和50年	学校教育法施行規則	生徒指導主事(省令主任)
4	平成25年	いじめ防止対策推進法	第18条 生徒指導に係る体制等のための教諭の配置

(2) 学習指導要領における生徒指導と生徒指導関連事項の用例

上述の法令においては、生徒指導という用語の解釈は見当たらない。そのため、その具体的な内容や取組については、国の各種諮問会議等の答申や学習指導要領、その他通知等によって示されることになる。以下に学習指導要領における生徒指導の用語ならびに生徒指導関連事項の記載を年代順に示す(表2)。

表2 学習指導要領における「生徒指導」と生徒指導関連項目の用例

No.	年代	学習指導要領	備考
1	昭和43年	中学校学習指導要領	第1章総則第1-9-(3) 「生徒指導の充実を図ること」
2	昭和43年	小学校学習指導要領	「日常生活の基本的行動様式の指導」
3	平成元年	小学校学習指導要領	「好ましい人間関係」
4	平成10年	小学校学習指導要領	「日ごろの学級経営」
5	平成10年	中学校学習指導要領	「好ましい人間関係」「自主的な判断・行動」「自己を生かすこと」は、生徒指導の方向性であることが示される。
6	平成20年	小学校学習指導要領	第1章総則第4-2-(3) 第5章特別活動第6-3-(2)
7	平成20年	中学校学習指導要領	第1章総則第4-2-(3) 第5章特別活動第3-1-(2)、第3-2-(2)
8	平成29年	小学校学習指導要領 中学校学習指導要領	第1章総則第4-1-(2): 自己の存在感、よりよい人間関係、有意義で充実した学校生活、自己実現、児童理解・生徒理解などが、生徒指導の充実に係る重要概念として示されている。

日本特別活動学会研究推進委員会プロジェクト研究 C「社会研」WG(中村豊、佐々木正昭、須藤稔、松田素行)作成資料
令和3年7月30日(金)

2 生徒指導における用語・概念の整理

(1) 「積極的生徒指導」と「消極的生徒指導」についての用例と概念整理

次の資料1、2、3では、「積極的」「消極的」という言葉が多用されているが、『生徒指導提要』では、これがなくなっている(表3)。

表3 生徒指導における「積極的」「消極的」の用例

No.	出典	積極的	消極的
1	『生徒指導の手びき』	「生徒指導の意義は、このような青少年非行の対策といったいわば消極的な面にのみあるのではなく、積極的にすべての生徒のそれぞれの人格のよりよき発達を旨す」	
2	生徒指導資料第20集『生活体験や人間関係を豊かなものとする生徒指導』	「従来ともすれば問題行動の防止や非行対策といった消極的受身的面に傾きがちであった生徒指導から、生徒指導の原点に立ちかえって生徒一人一人の望ましい人格の育成を図るという観点に立って、もっと積極的能動的な生徒指導を展開することが求められている。」青少年の非行対策としての取組にも配慮しなければならないが、本質的には、生徒指導はいわばそのような消極的なものではなく、積極的にすべての生徒のそれぞれの人格のよりよき発達を目指すものである。」	
3	生徒指導資料第21集『学校における教育相談の考え方・進め方』	「積極的な面での指導、すなわち生徒の人格あるいは精神をより望ましい方向に推し進めようとする指導であって、すべての生徒を対象に、あらゆる教育活動を通して行われる」	「消極的な面での指導、すなわち、適応上の問題や心理面の問題などをもつ生徒に対する指導」
		「生徒指導には、児童生徒の健全な育成を目指す積極的な側面と児童生徒の不適応状況を解消する消極的な側面とがある。」	
4	『生徒指導提要』	「積極的」「消極的」が生徒指導の直接的な修辭句から消えている	

ただし、『生徒指導提要』では、「各学校においては、生徒指導が、教育課程の内外において一人一人の児童生徒の健全な成長を促し、児童生徒自ら現在及び将来における自己実現を図っていくための自己指導能力の育成を目指すという生徒指導の「積極的な意義」を踏まえ、学校の教育活動全体を通じ、その一層の充実を図っていくことが必要です。」として、生徒指導の本来の意義を積極的に求める姿を追うようになる。また、「学習指導の場におけるこれらの指導は、単に各教科等における指導上の工夫ということに留まらず、まさに積極的に生徒指導を行うことでもあります。」と、生徒指導に取り組む教師の姿勢や態度の“積極さ”を求めるものへと変化してきている。

(2) 生徒指導の機能

「生徒指導の機能」の用例については、表4の通りである。

表4 「生徒指導の機能」の用例

No.	出典	生徒指導の機能
1	『新制中学校新制高等学校望ましい運営の指針』	「生徒指導の機能は、(1)正常な生徒を正常な状態に保ち、(中略)、個人的社会的公民的職業的に、その生徒として最大限まで発達させ、(2)生徒が自己を理解し、自分自身の問題を解決するについての援助を与え、(3)生徒が悪い適応性に陥ることを防ぎ、(4)共通の不適応性に注意し、生徒が適応性の悪くなるのを自分で防ぐについての援助を与え、(5)教師の手に負えない場合はこれを専門家にまわし、発端をなす不適応性を矯正するための治療的措置を利用する。」(p.99)(筆者により現代仮名遣いに修正)
2	『生徒指導の手びき』	「生徒指導は、学校がその教育目標を達成するための重要な機能の一つである」
3	『生活体験や人間関係を豊かなものとする生徒指導』	「生徒指導が果たすべき主要な機能を踏まえつつ、その機能が有効に作用し、自己指導能力が育成されるための指導上の留意点を整理すると次のとおりである。(1)生徒に自己存在感を与えること、(2)共感的人間関係を育成すること、(3)自己決定の場を与え自己の可能性の開発を援助すること。」(pp.16-18)「生徒指導は生徒に自己存在感を与え、共感的人間関係を育成し、自己決定の場を与えてその可能性の開発を援助することを通して自己指導能力の育成を図ることを目指すものである。」(p.22)。

日本特別活動学会研究推進委員会プロジェクト研究 C「社会研」WG(中村豊、佐々木正昭、須藤稔、松田素行)作成資料
令和3年7月30日(金)

4	生徒指導リーフ『特別活動と生徒指導』(Leaf.6)	2015(平成 27)年の部分改訂では、自己存在感、共感的な人間関係、自己決定を「生徒指導を行う際に強調される三つのポイント」と呼び、改めて確認している。
---	----------------------------	---

生徒指導リーフ『生徒指導って、何?』(Leaf. 1) では、「生徒指導とは、社会の中で自分らしく生きることができる大人へと児童生徒が育つように、その成長・発達を促したり支えたりする意図でなされる働きかけの総称のこと」と定義するとともに、社会性の育成と社会に受け入れられる自己実現とを願って「児童生徒の自発的かつ主体的な成長・発達の過程を支援していく働きかけのことを、生徒指導と呼んでいます。」と解説している。

3 生徒指導関連資料に見る生徒指導の流れ

以上、法令及び学習指導要領等における「生徒指導」の用例・関連事項を整理した。法令以外の生徒指導関連資料(文部省、文部科学省)は次の通りである。各資料において、生徒指導の要件が積み上げられてきている。

- ① 『新制中学校新制高等学校望ましい運営の指針』(昭和 24 年)
- ② 『生徒指導の手びき』(昭和 40 年)
- ③ 生徒指導資料第 6 集『学級担任の教師による生徒指導』(昭和 45 年)
- ④ 生徒指導資料第 9 集『中学校における学業指導に関する諸問題』(昭和 48 年)
- ⑤ 『生徒指導の手引(改訂版)』(昭和 56 年)
- ⑥ 生徒指導資料第 20 集『生活体験や人間関係を豊かなものとする生徒指導』(昭和 63 年)
- ⑦ 生徒指導資料第 21 集『学校における教育相談の考え方・進め方』(平成 2 年)
- ⑧ 『生徒指導提要』(平成 22 年)

上に示した資料 8 点を分析した結果、「生徒指導」を巡る解釈は、その対象とする児童生徒像に、社会的集団調和と幸福な個人(昭和 24 年)、人格が正常で健康な発達(昭和 40 年)、個性と社会的資質・能力・態度、社会的な自己実現(昭和 63 年)、人格の尊重・個性の伸長・社会的資質・行動力(平成 22 年)が求められてきた経緯を見ることができる。また、「生徒指導」という用語の意味は時代とともに変化しているが、生徒指導資料の内容として一貫して求められているのが社会的資質であることは、生徒指導に求められてきた意義を推察するに十分な流れである。すなわち、生徒指導は、教育自体が働きかける人格を核としながら、個の幸福が社会や他者との関わりの中で生まれているものであることを踏まえ、個と社会(他者・集団)との二つの視点すなわち二軸に支えられた感覚の上に立つ概念であることが示されているのである。

4 今後の「積極的な生徒指導」の意味と視点

生徒指導は、一般的に解釈される「人格」に視点を当てることを不変のものとして概念構成の中心に置いている。そのうえで、時代が抱える教育課題に合わせ、結果的に多義的に用いられてきた。そのことが、生徒指導の異なる概念を作り上げるとともに、イメージの中で積極的、消極的、受動的、能動的などの修飾辞が生まれてきた。しかし、『生徒指導提要』において「積極的」「消極的」が生徒指導の直接的な修飾句から消え、「積極的な意義」とされている。

日本の学校教育では、一人一人の児童生徒に内在する様々な個性を発見し磨く機会と、教育活動の単位として準備される多様な活動集団において、個別の活動による指導と集団活動による集団と個別の指導との中で、生徒指導が強力に推進されることが期待される。このとき、これを「積極的に生徒指導を行っている」とし、効果的に生徒指導の原理が作用する様を「積極的な生徒指導」と呼ぶことにする。さらに、生徒指導の機能とは、いわゆる「生徒指導の三機能」に限定するものではなく、児童生徒一人一人に、自分らしく生きるための力の源となる「肯定的な自己概念」を育むことを目指して行う、人間教育としての営為であることを確認しておきたい。

したがって、(本研究で取り上げる)「積極的な生徒指導」とは、未来の社会の構成員となる児童生徒に、教育

日本特別活動学会研究推進委員会プロジェクト研究 C「社会研」WG(中村豊、佐々木正昭、須藤稔、松田素行)作成資料
令和3年7月30日(金)

的愛情をもって積極的に教育活動の個別・集団の指導にあたることを意味するものであることを示しておく。

社会的な自立を直接目指す特別活動

－特別活動の実践と生徒指導の積極的な意義－ (須藤稔 白鷗大学参与)

本稿は、「社会的な自立」に関わる主な生徒指導の文言等について整理し、特別活動の実践に関わる生徒指導の理論的考察に寄与しようとするものである。本資料は、「生徒指導提要の改訂に関する協力者会議」(第2回)ヒアリング用として、生徒指導の「積極的な意義」を主とした概要版である。そのため、以下の原稿については割愛し、第2節以降を資料として整理した。

- | |
|---|
| <p>1 特別活動の指導原理 (意義)</p> <p>1) 「社会的自立」に関連する文言等の意味</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 「人格」とは ② 社会的自立 ③ 自己実現 ④ 自己指導能力 <p>2) 社会的な自立を直接的な目的とする特別活動</p> <p>3) 社会的な自立を育成する方法原理</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 自主的、実践的な活動を支える自己指導能力 ② 社会的自立に求められる自己指導能力 ③ 方法原理としての自己決定 |
|---|

2 「積極的生徒指導」「消極的生徒指導」から「生徒指導の積極的な意義」へ

生徒指導提要(文部科学省、2010年)では生徒指導の意義を次のように示している。

生徒指導が、(略) 一人一人の児童生徒の健全な成長を促し、児童生徒自ら現在及び将来における自己実現を図っていくための自己指導能力の育成を目指すという生徒指導の積極的な意義を踏まえ、学校の教育活動全体を通じ、その一層の充実を図っていくことが必要です。

(注:下線は筆者加筆)

この生徒指導の意義で述べられているのは、表立って表現されていないが、「積極的生徒指導」「消極的生徒指導」の二項対立的考え方の排除による「生徒指導の積極的な意義」の強調である。

「積極的生徒指導」「消極的生徒指導」もしくは「生徒指導の積極的な面」と「消極的な面」といった表現は、「生徒指導の手びき」においても、少年非行の対応が喫緊の課題であった当時の実態を踏まえ、同書の「まえがき」で「非行対策は、本来生徒指導の消極的な面であるが」と示されている。このように二項対立の形で示したことによって、生徒指導の意義は、理論と実態に分けられ、理論的な自己指導能力の育成に関わる積極的な生徒指導と、教育現場の実態である非行対策としての消極的な生徒指導という、あたかも生徒指導が二種類あるかのような誤解や、生徒指導概念の多様性(同義語)から、生徒指導本来の意義を狭く理解した実践や機能と留意点(生徒指導資料第20集)を曖昧にしたままの実践に偏ることも多く、教育課程の内外で実施される統合的な機能に対する危惧を、課題としたままの現況となっている。

生徒指導提要は、前述したような危惧を是正する観点から、敢えて積極的な生徒指導、消極的な生徒指導の概

日本特別活動学会研究推進委員会プロジェクト研究 C「社会研」WG(中村豊、佐々木正昭、須藤稔、松田素行)作成資料
令和3年7月30日(金)

念・文言を意図的に排除し、自己実現を図る自己指導能力の育成を目指すという本来的な意義を「積極的な意義」と確認し、生徒指導の充実を期したものと理解される。

さらに生徒指導提要では、自己実現の基礎にあるものは様々な自己選択や自己決定であり、自らの選択や決定に従って努力することなどを通して自己実現を可能にする力が育まれるとし、学校の教育活動全体で推進する観点から、「学習指導における生徒指導」(p.5)、「教科における生徒指導」(p.23)や「集団指導における留意点」(p.17)を具体的に示している。

自己実現を可能にする力とは、選択や自己決定に際して、より高次の選択や自己決定ができるよう、自らを自己指導(コントロール)する「課題解決力」であり、自己指導を高める訓練・経験を積み重ねる(指導・援助することにより、個の発達としての自己指導能力が高まる(育成される)と考える。このように理解するなら、社会的な自立を目指す特別活動の実践は、生徒指導の「積極的な意義」を踏まえた実践と重なるものと考えられる。

3 特別活動と生徒指導の関連

(1) 歴史的経緯

①日本型教育としての特別活動と生徒指導

明治33年の小学校令の改正は、特別活動だけでなく日本型生徒指導の発祥とも考えられる。学習集団と生活集団を統合した学級で、教科課程としての教科及び運動会等を通して人格の完成を目指す目的概念としての教育、すなわち欧米型的手段概念とは異なる日本型教育において、学級担任による集団(尋常科4年間)を維持し、個々の学習意欲や不適応の解消を図る意図的・継続的な教育活動は、まさに我が国の学校文化として今日のガイダンス論に基づく戦後の生徒指導にも少なからずの影響があったものと考えられる。このように、日本型教育としての特別活動と生徒指導は、歴史的経緯や内容からして表裏一体の密接な関連が捉えられる。

②学級指導の設置

教育課程審議会答申(1968年)に基づき、特別教育活動と学校行事等のいわゆる2つの領域を「特別活動」として統合した昭和44年の学習指導要領改訂では、そこで示された以下の「4つの留意事項」のイに基づく「学級指導」を新設するなど、特別活動と生徒指導の密接な関係性を一層明確にし、このことは今日の学級活動においても、大きな特質として継承されている。

- ア 教師と生徒および生徒相互の人的接触を深めるとともに、教師の適切な指導のもとに、生徒の個性、能力の伸長、協力の精神の育成などを図る自主的、実践的な活動とすること。
- イ すべての生徒のそれぞれの人格のよりよき発達をめざすため、生徒指導のいっそうの充実を図るような教育活動とすること。このため、特に学級を単位とする指導の場を設けること。

(注：原文掲載、下線は筆者加筆、ウ及びエは省略した。)

このような経緯も踏まえるなら、領域としての「特別活動」を要(場・内容)として機能を発揮する「生徒指導」の実践が、双方の充実・向上、個々の児童生徒の自己実現に直接つながることは、今日疑う余地のないところである。

(2) 自己決定と「いじめ」未然防止

特別活動は、社会的な自立を直接的に目指す児童生徒の活動であり、育成を目指す資質・能力としての社会性、すなわち児童生徒の社会化を図る活動である。「積極的な意義」を踏まえた生徒指導は、自己実現を目指す自己指導能力を支える自己決定(選択・決定)力の発達を図り、課題解決力を高める教師活動としての教育機能である。これらに関わる特別活動の学習指導要領第3の1の(3)に、以下のような規定がある。

学級活動にける生徒の自発的、自治的な活動を中心として(略)学級経営の充実を図ること。その際、特に、いじめの未然防止等を含めた生徒指導との関連を図るようにすること。

生徒指導と特に関わりのある学級活動は、各内容項目の発達の特質を踏まえた指導の適時性と累加性のもとに、児童生徒の社会性を育成する自主的、実践的な活動である。

学級活動は学級経営の要であることは周知の事実として、そこで育成する社会性は、日本文化として集団のまとまりや成員の均質性、連帯感など、自己抑制に目が向きがちであるが、「社会的な自立を育成する方法原理」で述べたように、自己決定には自己主張と自己抑制の両面が求められ、人格(システム)の表出としての社会的行動は、個々の独自性(個性:よさや可能性)と調和(他との協調・協働)の両面から決定されなければならないと考えられる。

自己主張を抑え自己抑制を強いた対人関係や活動環境の中での社会的行動は、ストレスの向上や精神的不安定・欲求不満の臨界を招き、その解消のため、判断の放棄や意に反した付度、内への籠もり、何かへの依存、いじめなど外への攻撃等に転化するなどの場面を多く見聞きしている。

今次の改訂で、上記のように「いじめの未然防止と生徒指導の関連」を特別活動(学習指導要領)に示したが、その実現には、学級活動や学級経営の課題解決において、個々人の本音や課題意識を十分に反映させた話し合い活動、つまり、生徒指導の「積極的な意義」を踏まえた指導・援助(個々の育成、学級づくり等)が、未然防止への大きな期待(具体策)と考えられる。

(3) 特別活動の真価を高める本来的な生徒指導の実践

「積極的な意義」を踏まえた生徒指導とは、社会的な自己実現を目指した本来的な生徒指導であると、前節で述べた通りである。

本来的な生徒指導については、前出「生徒指導の手びき」で、「生徒指導は統合的な活動であるが、学業指導、個人的適応指導、社会性・公民性指導、道徳性指導、進路指導等の部面に分けて考えることができる」(p.6)と、生徒指導のなかで学業指導を内容の冒頭に示している。中学校、高等学校解説書「特別活動編」においても、改訂ごとの「生徒指導との関連」においても同様に示されてきたが、特に今次の改訂の解説書(中学校 p.24 高等学校 p.23)「第2節 1-(1) 学校生活や学習の基盤としての集団づくり」において、特別活動全体や学級活動における自己実現に向けた生徒の活動を挙げ、特別活動の実践が生徒指導につながる表裏一体の関係であることを以下のように示している。

(1) 学校生活や学習の基盤としての集団づくり

特別活動は、学級や集団作りに重要な役割を果たしている。(略)このような指導は、個々の生徒の学校生活の基盤づくりや教科における学習環境づくりに欠くことのできない重要な役割を担う。なお、こうした指導について生徒指導の視点からは学業指導と呼ぶ。

(注:下線は筆者加筆)

多岐にわたるこれらの生徒指導の内容、それぞれを今日的な教育課程の視点で識別・考察するならば、生徒指導の本質として今日まで継続されている本来的な生徒指導の中核は「学業指導」であることは容易に理解できよう。

文部省の「生徒指導資料第9集 学業指導」(1973年)では、学業指導を「ひとりひとりの生徒が学校におけるすべての学習活動に自主的、積極的に取り組むよう援助・指導することと解する」、「学業指導とは、学習指導と呼び、学校における教育活動の全体において、ひとりひとりの生徒が意欲的に進んで学習に取り組み、みずからの学業の改善と向上を図るよう援助・指導することである」とし、生徒の学び(学業)を可能にする学校教育全体における援助・指導と抽象的な概念ではあるが学業指導を定義している。

「生徒指導提要」(p.18)では、「それぞれの学級を「学びに向かう集団に」に高めながら、児童生徒一人一人が自らの力で様々な不適応を解消し意欲的に学習に取り組めるような指導・援助」と教科も含めた学業指導(生徒指導)を改めてコラムで具体的に示している。

このように特別活動の実を上げるには、本来的な生徒指導である学業指導を視点とした実践が必須と考える。

日本特別活動学会研究推進委員会プロジェクト研究 C「社会研」WG(中村豊、佐々木正昭、須藤稔、松田素行)作成資料
令和3年7月30日(金)

学業指導における様々な場面での確かな自己決定の連続が社会的な自立を促し、その自己決定には、特別活動による生活、学習集団の質的向上が重要な意味を持つことになるのである。

一方、昭和44年の学習指導要領改訂以来、学級活動の重要な内容(3)として「学業指導」関連が取り上げられてきたところであるが、今次の学習指導要領改訂でキャリア教育に変更されたことについては、次期改訂までに論理的な議論と十分な検証が求められよう。